

第70回 税理士試験 事業税

●はじめに

今回の本試験は、〔第一問〕理論問題（配点50点）として（問1）では、法人事業税における特定内国法人を前提とした課税標準の算定方法に係る応用問題が、（問2）では、個人事業税と法人事業税の取り扱いの差異について説明する問題が応用・事例問題の形式で出題された。

〔第一問〕（問1）は、(1)所得割であれ、(2)資本割であれ、特定内国法人の場合の課税標準の調整方法について、その内容を理解しているかを問う出題であった。

〔第一問〕（問2）は、いわゆる「法人成り」を前提とする応用・事例問題形式の出題であり、各受験生が苦手としている解答形式であることや個人事業税と法人事業税の違いについて記述する内容であったため、思ったように解答できない受験生もいたのではないかと考えられる。

〔第一問〕理論問題については、TACの各講義や各答練等により、その内容を確認してきた問題である。したがって各講義等を十分こなし、しっかりした準備を整えた受講生ならば確実に得点を重ねられる問題であろう。

〔第一問〕（問1）は、解答用紙の枚数と配点を意識し、各受験生が理解している内容を的確に記述することが求められるであろう。また〔第一問〕（問2）は、理解している規定の内容を丁寧に記述するとその解答範囲が膨大になり、解答作成にかなりの時間が掛かる問題となっている。このため、当該問題も解答用紙の枚数を意識し適宜まとめるなど、要領よく解答することが必要となる。

〔第一問〕の理論問題全体として60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

一方〔第二問〕の計算問題については、（問1）が製造業を行う法人の適格合併を前提とした中間申告納付額の算定問題と（問2）損害保険業を行っている法人の納付税額を算定する小問2題（計50点）の形式で出題された。

（問1）については、近年では平成29年度に出題された形式であり、また（問2）については、近年では平成27年度に出題がされた損害保険業に関する問題であったが、いずれの問題も①課税標準の算定と②分割基準を主な論点とする出題であるため「直前対策講義第2回／補助問題」や「合格情報／過去問題」で出題した内容をベースとして解答を作成することが求められる。

基礎マスター・上級コースであれ、速修コースであれ、各種課題をしっかりとこなしていれば、課税標準の総額の算定にしろ、分割基準の算定にしろ、比較的平易な内容の論点も多く、着実に得点を重ねた受験生もいたと思われるが、問題量やその解答量の多さから、思ったように解答作成ができなかった受験生もいるのではないかと。

慎重に解答すれば高得点ものぞめる問題であり、各受験生の基礎的な実力が問われる問題であった。

理論問題とのかね合いもあるが60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

Z-70-J 〔第一問〕 解答

〔第一問〕 -50点-

問1 国内に主たる事務所又は事業所を有する法人で外国にその事業が行われる場所を有するものについて、次の課税標準の算定方法について説明しなさい。

- (1) 所得割
- (2) 資本割

(予想配点-25点-)

問1(1)

1. 概要 ①

法施行地外に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する内国法人（以下「特定内国法人」という。）の課税標準の算定については、法人税と事業税との課税対象範囲の相違から次の定めがある。

2. 特定内国法人の場合の調整方法 ⑦

(1) 原則

特定内国法人の事業の所得の総額から法施行地外の事業に帰属する所得を控除して得た額とする。

(2) 例 外

法施行地外の事業に帰属する所得の計算が困難であるときは、それぞれ次の算式により計算した金額をもって、その特定内国法人の法施行地外の事業に帰属する所得とみなす。

$$\frac{\text{所得の総額} \times \text{外国の事務所等の従業者の数 (a)}}{\text{国内の事務所等の従業者の数} + (a)}$$

3. 各事業年度の所得の算定方法 2

所得割の課税標準は各事業年度の所得である。

各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

4. 法人税の計算の例によらない項目 2

(1) 海外投資等損失準備金制度の一部不適用

法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、その例によらない。(法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。)

(2) 社会保険診療等に係る所得の課税除外

法人税では、医療法人の社会保険診療等については所得計算の特例があるが、事業税の各事業年度の所得の計算では、医療法人又は医療施設に係る事業を行う一定の農業協同組合連合会が社会保険診療等につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、また、それらに係る経費は損金の額に算入しない。

(3) 繰越欠損金の損金算入の特例

法人税では、一定要件のもとその事業年度に生じた欠損金について繰戻し還付を受けるか、繰越控除をするかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて繰越控除をする。

(4) 所得税額等の損金不算入

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて損金の額に算入しない。

(5) 寄附金の損金算入限度額の調整

寄附金は反対給付のない支出であるため、法人税では一定の損金算入限度額の計算が必要となるが、事業税の各事業年度の所得の計算では、計算の複雑化を防止するため法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

(6) 外国税額の損金算入の調整

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

(7) 残余財産確定事業年度の法人事業税の損金不算入

法人税では、残余財産確定事業年度において法人事業税を損金の額に算入するが、法人事業税の計算では、損金の額に算入しない。

(8) その他一定もの

問 1(2)

1. 特定内国法人の場合の調整方法 7

(1) 原 則

特定内国法人の資本金等の額から、法施行地外の事業の規模等を勘案して、次の算式により計算した金額を控除して得た額とする。

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{その事業年度の法施行地外の事業に帰属する付加価値額}}{\text{その事業年度の付加価値額の総額 (雇用安定控除適用前)}}$$

(2) 例 外

特定内国法人(付加価値割の計算において例外の規定の適用があるものを除く。)について、次のいずれかに該当する場合には、資本金等の額から控除する金額は、上記(1)にかかわらず、次の算式により計算した金額とする。

$$\frac{\text{資本金等の額} \times \text{外国の事務所等の従業者の数 (a)}}{\text{国内の事務所等の従業者の数} + (a)}$$

- ① 法施行地外の事業に帰属する付加価値額 ≤ 0
- ② 付加価値額の総額 - 法施行地外の事業に帰属する付加価値額 ≤ 0
- ③ $\frac{\text{付加価値額の総額} - \text{法施行地外の事業に帰属する付加価値額}}{\text{付加価値額の総額}} < 50\%$

2. 資本割の課税標準の算定方法 6

資本割の課税標準は、各事業年度の資本金等の額による。

(1) 原則

① 各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法に規定する資本金等の額とその事業年度前の各事業年度（以下「過去事業年度」という。）のイの金額の合計額から過去事業年度のロ及びハの合計額を控除した金額に、その事業年度中のイの金額を加算し、これからその事業年度中のハの金額を減算した金額との合計額とする。

ただし、清算中の法人については、一定の場合を除き、その金額は、ないものとみなす。

イ 平成22年4月1日以後に、会社法の規定により一定の剰余金を資本金とし又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

ロ 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損の填補に充てた金額及び会社法整備法の規定による旧商法に規定する資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額

ハ 平成18年5月1日以後に、会社法に規定する一定の剰余金を総務省令で定める損失の填補に充てた金額

② 資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合

上記①により計算した金額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本割の課税標準である各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とする。

(2) 事業年度が1年に満たない場合

資本金等の額にその事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切捨てる。

(3) 持株会社の場合

持株会社（その会社が発行済株式等の総数の100分の50を超える数の株式等を直接又は間接に保有する特定子会社の株式等の帳簿価額が、その会社の総資産の帳簿価額に占める割合が100分の50を超える内国法人をいう。）の資本割の課税標準の算定は、次の算式による。

$$\text{資本金等の額} - \text{資本金等の額} \times \frac{\text{その事業年度及び前事業年度終了の時における特定子会社の株式等の帳簿価額}}{\text{その事業年度及び前事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表の総資産の帳簿価額}}$$

(4) 資本金等の額が千億円を超える法人の場合

資本金等の額が千億円を超える法人の資本割の課税標準は、次の金額の区分によって資本金等の額を区分し、その区分に応ずる次に定める率を乗じて計算した金額の合計額とする。ただし、資本金等の額が1兆円を超える場合には、資本金等の額を1兆円とする。

① 千億円以下の金額……………100分の100

② 千億円を超え5千億円以下の金額……100分の50

③ 5千億円を超え1兆円以下の金額……100分の25

なお、事業年度が1年に満たない場合には、上記①から③の千億円、5千億円、1兆円とあるのは、それぞれ次の算式により計算した金額とする。

$$\frac{\text{千億円、5千億円、1兆円} \times \text{その事業年度の月数}}{12}$$

(5) 所得等課税事業と収入金額課税事業とをあわせて行う内国法人の場合

所得等課税事業と収入金額課税事業とをあわせて行う内国法人の資本割の課税標準は、次の算式により計算した金額とする。

$$\frac{\text{資本金等の額} \times (\text{X}) \text{のうち所得等課税事業に係る従業員の数}}{\text{国内及び外国の事務所等の従業員の数 (X)}}$$

(6) 非課税事業と所得等課税事業とをあわせて行う内国法人の場合

非課税事業と所得等課税事業とをあわせて行う内国法人の資本割の課税標準は、次の算式により計算した金額とする。

$$\frac{\text{資本金等の額} \times (\text{Y}) \text{のうち所得等課税事業に係る従業員の数}}{\text{国内の事務所等の従業員の数 (Y)}}$$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

【第一問】(問1)として「実力完成答練第2回」、「直前対策講義第3回」及び「直前対策講義第4回」で出題した特定内国法人に関する調整方法や所得割及び資本割の課税標準の算定方法について説明する問題が出題された。

出題された内容は最重要論点のひとつであり、基礎的な論点については正確な解答が求められるであろう。解答量の多い内容であったため、細かい部分まで記述することできなかった受験生もいると考えられるが、(問1)の(1)であれ、(2)であれ、特に「特定内国法人の場合の調整方法」については、確実な解答が求められるであろう。

他の問題や時間との兼ね合いもあり必ずしも完璧な解答作成はできなかったと思われる。法令及び理論マスターをベースとし、基礎的な論点について確実に得点する解答がのぞまれる。

【第一問】全体として、合格ラインは20点程度と予想される。

▶解答への道◀

【第一問】問1について

- (1) 近年では、個別理論としては平成16年度(第54回)に出題された特定内国法人における課税標準の算定方法について問われた問題である。
- (2) 特定内国法人の課税標準については、①「付加価値割、所得割及び収入割の課税標準」については、同様の方法により調整されるが、②「資本割の課税標準」については、上記①とは異なる方法で処理されることに注意して欲しい。
- (3) ただし、(2)①及び②の例外的取扱いは従業者の数ベースで按分されることになるが、(2)①の末尾が「～とみなす」となっており、(2)②の末尾が「～とする」となっていることに注目して欲しい。

〔第一問〕－50点－

問2 A氏は、妻B、娘C及び10名の雇用人とともに、N県において、個人で歯科医院を開業しているが、令和2年10月1日より、甲医療法人（事業年度1年）を設立して病院を経営する形に変更したいと考えている。

B税理士は、A氏から「甲医療法人設立前と設立以後では事業税に関してどのような違いがあるか。」という相談を受けた。B税理士はなぜそうなるかという理由も含めて説明したいと考えているが、どのように説明すべきか述べなさい。

なお、A氏に関する情報は次の【資料】のとおりである。

【資料】

- ・ A氏は、開業以来、所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき所轄税務署の承認を受けており、継続して事業を行っている。
- ・ 妻Bは、A氏と同居しており、生計を一にしている。また、A氏の事業だけに従事している。
- ・ 娘Cは、A氏と同居しておらず、生計を一にしていない。また、乙医療法人にも勤務している。
- ・ A氏は、妻Bと娘Cに支払った給与について、青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署に期限内に提出している。
- ・ A氏は、社会保険診療と自由診療を行っている。
- ・ A氏は丙町内会に毎年10万円寄附しており、甲医療法人設立後についても、甲医療法人から寄附を続けて行う。
- ・ 上記以外に考慮すべき項目はない

(予想配点－25点－)

1. 概要 3

個人が行う歯科医業は事業税においては、第3種事業に該当し個人事業税がN県において課されることとなる。一方医療法人は事業税においては特別法人に該当し、法人事業税が同様にN県において課されることとなる。

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所（以下、「事務所等」という。）所在の道府県において、その個人に課する。

(2) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の(4)の事業及び法人の区分に応じ、それぞれに定める額によって事務所等所在の道府県において、その法人に課する。

2. 課税標準の算定期間 3

(1) 個人事業税の課税標準は、その年度の初日の属する年の前年中の個人の事業の所得によることから、原則として暦年基準により算定される。

個人が年の中途において事業を廃止した場合の廃止の年分の課税標準は、その年の1月1日から事業を廃止した日までの期間で算定する。

(2) 法人事業税の課税標準は、事業年度ごとに算定する。

(3) 医療法人設立前の1月1日から9月30日までは個人事業税の、医療法人設立後の10月1日からその事業年度終了の日までは、法人事業税の課税標準の算定期間とされる。

3. 課税標準 3

(1) 個人が年の中途において事業を廃止した場合における個人事業税の課税標準は、その年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得によるほか、その年の1月1日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

(2) 法人事業税は営む事業の種類及び資本金等により課税区分が異なる。特別法人は、外形標準課税の対象から除外されるため、資本金の多寡にかかわらず所得割のみが課される法人に該当することになる。したがってその課税標準額は各事業年度の所得とされる。

4. 課税標準の算定方法 8

(1) 個人事業税の課税標準であるその年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又はその年の1月1日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれその個人のその年度の初日の属する年の前年中における事業又はその年の1月1日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税の課税標準である所得につき

適用される不動産所得及び事業所得の計算の例によって算定する。

事業税では、歯科医業を行う個人が社会保険診療等につき支払を受けた金額は総収入金額に算入せず、また、それらに係る経費は必要な経費に算入しない。

また、個人の事業の所得の計算においては、一定の要件を満たす場合には、各種控除（損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、事業用資産の譲渡損失の繰越控除及び事業主控除）の適用がある。

なお、事業主控除については、事業を行った期間が1年に満たないため、290万円に事業を行った月数を乗じ12で除して計算した金額となる。

- (2) 法人事業税の課税標準である各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

なお法人事業税においては、医療法人が社会保険診療等につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、また、それらに係る経費は損金の額に算入しない。

- (3) 家族従業者に対する給与は、個人事業税では原則として必要な経費には算入できないが、青色事業専従者控除の規定により、一定要件のもとに一定の範囲内で必要経費に算入する。

一方、法人事業税では原則としてその全額を各事業年度の所得の計算上損金の額に算入する。

- (4) 町内会の寄附金については、個人事業税においては一般に必要な経費には算入できないが、法人事業税においては、寄附金は反対給付のない支出であるため、法人税では一定の損金算入限度額の計算が必要となるが、事業税の各事業年度の所得の計算では、計算の複雑化を防止するため法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。（寄附金の損金算入限度額の調整）

5. 税率 3

- (1) 個人事業税の計算においては、第3種事業である歯科医業の標準税率は、100分の5である。

- (2) 法人事業税の計算においては、特別法人である医療法人の標準税率は次のとおりである。

なお、甲医療法人はN県においてのみ事務所等が所在することから、軽減税率が適用される。

① 所得のうち年400万円以下の金額…100分の3.5

② 所得のうち年400万円を超える金額…100分の4.9

(注) 軽減税率不適用法人

3以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金額が1,000万円以上のものをいう。

また、事業年度が1年未満の場合の上記年400万円は、400万円に事業年度の月数を乗じて12で除して計算する。

- (3) 事業税は道府県税であるため、上記4.により算定した課税標準額に、上記(1)及び(2)の標準税率を目安としたN県の条例に定める税率を乗じて算定することになるが、制限税率を超える税率で課することはできない。

個人事業税の制限税率は標準税率の1.1倍、法人事業税の制限税率は標準税率の1.2倍である。

6. 申告等 3

- (1) 個人事業税は、普通徴収の方法による。この場合、社会保険診療等に係る所得の課税除外の適用を受ける個人に対する賦課は、税務官署に対する申告等を基準とするのではなく、道府県知事の調査により行う。

なお、道府県が賦課する際に必要な基礎資料を提供するため、個人の事業の所得が事業主控除額を超える場合には、個人事業税の申告をしなければならない。年の中途に事業を廃止した場合には、その事業の廃止の日から1月以内が申告期限とされ、いわゆるみなし申告の規定の適用はない。

- (2) 法人事業税は申告納付の方法による。ただし、その事業年度は6月を超えているが、医療法人は特別法人に該当するため中間申告は要しない。したがって、各事業年度終了の日から2月以内に、確定した決算に基づき事務所等所在の道府県に申告納付しなければならない。

7. 是正措置 2

- (1) 個人事業税は普通徴収制度によることから、次の(2)のような是正措置は想定されない。

- (2) 法人事業税は申告納付制度によることから、確定申告書の記載に誤りがある場合その他一定の場合には、修正申告、更正の請求、更正という是正措置が想定される。また、確定申告書を提出しなかった場合には、決定という是正措置が想定される。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕問2は、歯科医業を行う個人が医療法人を設立することを前提に税理士としてどう説明すべきかを問う問題が出題された。

個人事業税と法人事業税の取り扱いの違いについて、その理由を含めて解答することが求められている。

同様の出題は、近年では平成17年度（第55回）に出題されている。

各受験生が必ずしも得意としている解答形式ではないため、細かい部分まで記述することはできなかったと思われるが、個人事業税と法人事業税の①納税義務（課税客体）②課税標準③税率④申告納付⑤是正措置について、各論点を網羅した解答が必要となると考えられる。

今回の模範解答は、受験生の現状を顧慮し、いわゆる「概要」ベースの解答形式で作成している。

採点する際に用意される実際の解答は、解答用紙の枚数を考慮すると、各論点の法令について正確性が求められることも想定される。

〔第一問〕問2全体として、合格ラインは15点から20点と予想される。

▶解答への道◀

〔第一問〕問2について

- (1) 個人事業主が法人を設立する、いわゆる「法人成り」を想定して欲しい。したがって、個人事業税の取扱いについては、「廃止」の論点も示すとより正確な解答になる。
- (2) 医療法人は、法人事業税の規定上特別法人に該当する。したがって、資本金の額が1億円を超えていても、外形対象法人には該当せず所得割のみが課される法人となる。また、特別法人に適用される税率も株式会社などの一般の法人に適用される税率と異なる点に注意を要する。
さらに、甲医療法人の設立第1期事業年度の月数は1年未満になることも想定されることから、法人事業税の取扱いについては、このことも念頭に置きながら解答することが望ましい。
- (3) 個人事業税と法人事業税の差異については、次の表を確認すること。

	個人事業税	法人事業税
1. 課税客体	法定された第1種事業、第2種事業及び第3種事業のみ	すべての事業
2. 課税標準の算定期間	暦年単位	事業年度単位
3. 課税標準	所得のみ	事業の種類及び資本金の額等により異なる。 (1) ガス供給業、保険業等 ……収入金額 (2) (1)以外の事業 ① 外形対象法人 ……付加価値額+資本金等の額+所得 ② ①以外の法人……所得 (3) 一定の電気供給業 ……付加価値額+資本金等の額+収入金額など
4. 課税標準の算定方法	所得……原則として、所得税の不動産所得・事業所得の計算方法	(1) 収入金額、付加価値額、資本金等の額 ……事業税独自の計算方法 (2) 所得……原則として、法人税の所得の計算方法

5. 分割基準	従業者数のみ	事業の種類により異なる。 (1) 製造業……従業者数 (2) 電気供給業(発電事業) …… ……3/4は発電所用固定資産の 価額, 1/4は総固定資産の 価額 (3) ガス供給業, 倉庫業……固 定資産の価額 (4) 鉄軌道業……軌道の延長 キロメートル数 (5) その他……1/2は事務所等 の数, 1/2は従業者数
6. 税率	事業の性格により異なる。 制限税率は標準税率×1.1	法人の性格等により異なる。 制限税率は標準税率×1.2
7. 徴収方法	普通徴収の方法	申告納付の方法
8. 申告	基礎資料としての申告 申告期限は, 原則としてその 年の3月15日まで(みなし申告 あり)	納税義務確定のための申告 申告期限は, 原則として期末か ら2月以内

Z-70-J [第二問] 解答

問1

○計算過程

(予想配点-25点-)

課税標準額の算定及び税額の算定

1 課税標準の総額

(1) 所得

$$\textcircled{1} \left(\frac{630,000 \text{ 千円}}{12 \text{ 月}} \times 6 \right) + \left(3 \times \frac{144,000 \text{ 千円}}{9 \text{ 月}} \right) + \left(3 \times \frac{99,000 \text{ 千円}}{9 \text{ 月}} \right) = 396,000 \text{ 千円} \quad \boxed{2}$$

② 事業年度開始の日から6月の期間の末日現在において3県以上に事務所等設けて事業を行う法人で、資本金の額は1,000万円以上である。 ∴ 軽減税率不適用法人に該当する。 $\boxed{1}$

(2) 付加価値額

$$\left(\frac{1,020,000 \text{ 千円}}{12 \text{ 月}} \times 6 \right) = 510,000 \text{ 千円} \quad \boxed{2}$$

(3) 資本金等の額

$$\left(\frac{312,000 \text{ 千円}}{12 \text{ 月}} \times 6 \right) = 156,000 \text{ 千円} \quad \boxed{2}$$

2 分割基準

A県 本社 a 82人 $\boxed{1}$

支社 b $\frac{11 \text{ 人} \times 6}{6} = 11 \text{ 人} \quad \boxed{1}$

工場 c $102 \text{ 人} + 102 \text{ 人} \times \frac{1}{2} = 153 \text{ 人} \quad \boxed{1}$

∴ 事業年度開始の日から6月を経過した日の前日における資本金の額が、1億円以上の法人の工場のため5割増しする。

B県 支社 d $44 \text{ 人} \times \frac{3}{6} = 22 \text{ 人} \quad \boxed{1}$

工場 e $180 \text{ 人} \times \frac{3}{6} = 90 \text{ 人}$

$90 \text{ 人} \times \frac{1}{2} = 135 \text{ 人} \quad \boxed{1}$

C県 支社 f $13 \text{ 人} \times \frac{2}{6} \rightarrow 4.3 \rightarrow 5 \text{ 人} \quad \boxed{1}$

倉庫 g $66 \text{ 人} \times \frac{3}{6} = 33 \text{ 人} \quad \boxed{1}$

D県 支社 h $49 \text{ 人} \times \frac{3}{6} = 24.5 \rightarrow 25 \text{ 人} \quad \boxed{1}$

倉庫 i $45 \text{ 人} \times \frac{3}{6} = 22.5 \rightarrow 23 \text{ 人} \quad \boxed{1}$

A県 $82 \text{ 人} + 11 \text{ 人} + 153 \text{ 人} = 246 \text{ 人}$

B県 $22 \text{ 人} + 135 \text{ 人} = 157 \text{ 人}$

C県 $5 \text{ 人} + 33 \text{ 人} = 38 \text{ 人}$

D県 $25 \text{ 人} + 23 \text{ 人} = 48 \text{ 人}$

489人

3 分割課税標準額 (それぞれ千円未満切捨)

(1) 所得

A県 $396,000,000 \text{ 円} \times \frac{246 \text{ 人}}{489 \text{ 人}} = 199,214,723 \text{ 円} \rightarrow 199,214,000 \text{ 円}$

B県 $396,000,000 \text{ 円} \times \frac{157 \text{ 人}}{489 \text{ 人}} = 127,141,104 \text{ 円} \rightarrow 127,141,000 \text{ 円}$

C県 $396,000,000 \text{ 円} \times \frac{38 \text{ 人}}{489 \text{ 人}} = 30,773,006 \text{ 円} \rightarrow 30,773,000 \text{ 円}$

D県 $396,000,000 \text{ 円} \times \frac{48 \text{ 人}}{489 \text{ 人}} = 38,871,165 \text{ 円} \rightarrow 38,871,000 \text{ 円}$

課税標準額の算定及び税額の算定(続き)

(2) 付加価値額

A県 $510,000,000円 \times \frac{246人}{489人} = 256,564,417円 \rightarrow 256,564,000円$

B県 $510,000,000円 \times \frac{157人}{489人} = 163,742,331円 \rightarrow 163,742,000円$

C県 $510,000,000円 \times \frac{38人}{489人} = 39,631,901円 \rightarrow 39,631,000円$

D県 $510,000,000円 \times \frac{48人}{489人} = 50,061,349円 \rightarrow 50,061,000円$

(3) 資本金等の額

A県 $156,000,000円 \times \frac{246人}{489人} = 78,478,527 \rightarrow 78,478,000円$

B県 $156,000,000円 \times \frac{157人}{489人} = 50,085,889 \rightarrow 50,085,000円$

C県 $156,000,000円 \times \frac{38人}{489人} = 12,122,699 \rightarrow 12,122,000円$

D県 $156,000,000円 \times \frac{48人}{489人} = 15,312,883 \rightarrow 15,312,000円$

4 事業税額の算定(それぞれ百円未満切捨)

(1) A県

所得割 $199,214,000円 \times \frac{1.0}{100} \times 1.1 = 2,191,354円 \rightarrow 2,191,300円$

付加価値割 $256,564,000円 \times \frac{1.2}{100} \times 1.1 = 3,386,645円 \rightarrow 3,386,600円$

資本割 $78,478,000円 \times \frac{0.5}{100} \times 1.1 = 431,629円 \rightarrow 431,600円$

合計 6,009,500円

(2) B県

所得割 $127,141,000円 \times \frac{1.0}{100} \times 1.7 = 2,161,397円 \rightarrow 2,161,300円$

付加価値割 $163,742,000円 \times \frac{1.2}{100} \times 1.2 = 2,357,885円 \rightarrow 2,357,800円$

資本割 $50,085,000円 \times \frac{0.5}{100} \times 1.2 = 300,510円 \rightarrow 300,500円$

合計 4,819,600円

(3) C県

所得割 $30,773,000円 \times \frac{1.0}{100} = 307,730円 \rightarrow 307,700円$

付加価値割 $39,631,000円 \times \frac{1.2}{100} = 475,572円 \rightarrow 475,500円$

資本割 $12,122,000円 \times \frac{0.5}{100} = 60,610円 \rightarrow 60,600円$

合計 843,800円

4. D県

所得割 $38,871,000円 \times \frac{1.0}{100} = 388,710円 \rightarrow 388,700円$

付加価値割 $50,061,000円 \times \frac{1.2}{100} = 600,732円 \rightarrow 600,700円$

資本割 $15,312,000円 \times \frac{0.5}{100} = 76,560円 \rightarrow 76,500円$

合計 1,065,900円

<TAC>税20 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

○各県に納付すべき事業税の中間申告納付額

A 県	6,009,500円	2
B 県	4,819,600円	2
C 県	843,800円	2
D 県	1,065,900円	2

問2

○計算過程

(予想配点-25点-)

課税標準額の算定及び税額の算定

1 課税標準額の算定

(1) 正味収入保険料

① 船舶保険

$$(700,000\text{千円} + 4,200\text{千円} + 700\text{千円}) - (900\text{千円} + 6,800\text{千円}) = 697,200\text{千円} \quad \boxed{1}$$

② 運送保険及び貨物保険

$$(340,000\text{千円} + 3,300\text{千円} + 800\text{千円}) - (4,700\text{千円} + 3,500\text{千円}) \\ + (350,000\text{千円} + 20,000\text{千円} + 2,300\text{千円}) - (5,000\text{千円} + 3,400\text{千円}) = 699,800\text{千円} \quad \boxed{1}$$

③ 自動車損害賠償責任保険

$$(522,000\text{千円} + 21,500\text{千円} + 1,500\text{千円}) - (2,000\text{千円} + 5,000\text{千円}) = 538,000\text{千円} \quad \boxed{1}$$

④ 地震保険

$$(350,000\text{千円} + 25,000\text{千円} + 1,600\text{千円}) - (4,000\text{千円} + 8,500\text{千円}) = 364,100\text{千円} \quad \boxed{1}$$

⑤ ①～④以外

$$\text{航空} \quad (300,000\text{千円} + 35,000\text{千円} + 2,200\text{千円}) - (7,000\text{千円} + 4,000\text{千円}) = 326,200\text{千円}$$

$$\text{自動車} \quad (1,650,000\text{千円} + 31,000\text{千円} + 5,300\text{千円}) - (82,000\text{千円} + 7,000\text{千円}) = 1,597,300\text{千円}$$

$$\text{火災} \quad (205,000\text{千円} + 23,000\text{千円} + 800\text{千円}) - (2,500\text{千円} + 6,500\text{千円}) = 219,800\text{千円}$$

$$\text{盗難} \quad (105,000\text{千円} + 7,000\text{千円} + 200\text{千円}) - (500\text{千円} + 100\text{千円}) = 111,600\text{千円}$$

$$\text{傷害} \quad (302,000\text{千円} + 30,000\text{千円} + 1,600\text{千円}) - (2,100\text{千円} + 3,000\text{千円}) = 328,500\text{千円}$$

$$\text{合計} \quad 2,583,400\text{千円} \quad \boxed{1}$$

(2) 収入金額の総額 (それぞれ乗ずる割合 $\boxed{1} \times 5$)

① 船舶保険

$$697,200\text{千円} \times \frac{25}{100} = 174,300\text{千円}$$

② 運送保険及び貨物保険

$$699,800\text{千円} \times \frac{45}{100} = 314,910\text{千円}$$

③ 自動車損害賠償責任保険

$$538,000\text{千円} \times \frac{10}{100} = 53,800\text{千円}$$

④ 地震保険

$$364,100\text{千円} \times \frac{20}{100} = 72,820\text{千円}$$

⑤ その他

$$2,583,400\text{千円} \times \frac{40}{100} = 1,033,360\text{千円}$$

(3) 課税標準額の総額

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} = 1,649,190\text{千円}$$

(4) 課税標準額の総額の区分 (それぞれ千円未満切捨) (形式 $\boxed{1}$)

① 事務所又は事業所の数

$$1,649,190\text{千円} \times \frac{1}{2} = 824,595\text{千円}$$

② 従業者の数による

上記①に同じ

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

2 分割基準

(1) 事務所又は事業所の数

X県	旧本社	$1 \times 5 = 5$	<input type="text" value="1"/>	
	m支店	$1 \times 12 = 12$	<input type="text" value="1"/>	小計 17
Y県	n支店	$1 \times 12 = 12$		
	o支店	$1 \times 6 = 6$	<input type="text" value="1"/>	
	本社	$1 \times 7 = 7$	<input type="text" value="1"/>	小計 25
				合計 42

(2) 従業者の数

X県	旧本社	$118人 \times \frac{6}{12} = 59人$	<input type="text" value="1"/>
	m支店	26人	<input type="text" value="1"/>
Y県	n支店	$18人 \times 2 = 36人 < 39人$	\therefore 著しい変動あり
		$(18人 + 18人 + 18人 + 22人 + 25人 + 28人 + 33人 + 33人 + 34人 + 36人 + 39人 + 39人) \div 12$	$= 28.5人 \rightarrow 29人$
			<input type="text" value="1"/>
	o支店	$8人 \times \frac{7}{12} = 4.6 \rightarrow 5人$	<input type="text" value="1"/>
	本社	$121人 \times \frac{7}{12} = 70.5 \rightarrow 71人$	<input type="text" value="1"/>
	X県	$59人 + 26人 = 85人$	
	Y県	$29人 + 5人 + 71人 = 105人$	
		計 190人	

3 分割課税標準額 (それぞれ千円未満切捨)

(1) 事務所又は事業所の数

①X県	$824,595,000 \times \frac{17}{42} = 333,764,642 \rightarrow 333,764,000円$
②Y県	$824,595,000 \times \frac{25}{42} = 490,830,357 \rightarrow 490,830,000円$

(2) 従業者の数

①X県	$824,595,000 \times \frac{85人}{190人} = 368,897,763 \rightarrow 368,897,000円$
②Y県	$824,595,000 \times \frac{105人}{190人} = 455,697,236 \rightarrow 455,697,000円$

(3) 合計

X県	$(1)① + (2)① = 702,661,000円$
Y県	$(1)② + (2)② = 946,527,000円$

4 事業税額の算定 (それぞれ百円未満切捨)

X県	$702,661,000円 \times \frac{1.0}{100} \times 1.05 = 7,377,940 \rightarrow 7,377,900円$
Y県	$946,527,000円 \times \frac{1.0}{100} \times 1.2 = 11,358,324 \rightarrow 11,358,300円$

○各県に納付すべき事業税額

X 県	7,377,900円 <input type="text" value="2"/>
Y 県	11,358,300円 <input type="text" value="2"/>

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第二問〕

(問1) 主たる事業が製造業である法人が吸収合併(適格合併に該当する。)をした場合の中間申告納付額の算定問題であり、理論の論点も活用し①特例算式、②分割基準及び③適用税率などについて解答が求められている。

(問2) 損害保険業を行う法人に係る税額算定問題であるが、①課税標準を構成する正味収入保険料の計算方法、②当該正味収入保険料に乗ずる割合及び③分割基準について注意を要する問題であった。

今回の出題内容は全国の受験生にとって、近年の出題状況を考えると(問1)及び(問2)とも想定外であった受講生も多いと思われる。

しかしながら、今まで様々な形式の答練、補助問題、実力テスト、上級演習及その他の計算問題を実施していることから、TAC受講生のなかには(問1)及び(問2)を通じて、着実に得点を重ねられた受講生もいたのではないだろうか。

但し、(問1)及び(問2)を通じて問題量や解答内容が多いことから、①課税標準額の総額算定、②分割基準の処理、③税率等の読み飛ばしやケアレスミスに注意が必要である。

以上の点を考慮すると合格ラインは(問1)が15点前後、(問2)が20点から22点と考えられる。

▶解答への道◀

問1

1 中間申告納付の取扱い

当設問における中間申告納付については、いくつかの方法によりその納付額を計算することが想定されるが、問題中、「～前事業年度の課税標準を基礎として算出する方法によって中間申告納付を行うものとする。」との指示があるため、次の算式により計算する。

<合併法人のその事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合

$$\left\{ \left[\frac{A}{B} \times 6 \right] + \left[\frac{\text{合併法人のその事業年度開始の日から6月の期間のうち適格合併の日以後の期間の月数}}{\text{合併法人のその事業年度開始の日から6月の期間の月数}} \times \frac{C}{D} \right] \right\} \\ \times \frac{\text{関係道府県ごとの分割基準の数値}}{\text{分割基準の総数}} \times \text{その事業年度開始の日から6月の期間の末日現在の税率}$$

(注) A……合併法人の前事業年度の確定課税標準額(前事業年度の確定事業税額の算定の基礎となった付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額をいう。)

B……合併法人の前事業年度の月数

C……被合併法人の確定課税標準額(被合併法人の確定事業税額の算定の基礎となった付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額をいう。)

D……Cの計算の基礎となった事業年度の月数

2 分割課税標準額の算定

(1) 問題文中「～、合併後は製造業を主たる事業としてこれらの事業を併せて行っている。」となっていることから、適用される分割基準は、「事務所又事業所の従業者の数」による。

(2) 適用される時点は、中間期である令和3年3月31日の数値によること。

3 事業税額の算定

「～A県では地方税法に定める標準税率の1.1倍、B県では同法に定める制限税率、C県及びD県では同法に定める標準税率を採用している。」となっているため、適宜正確な税率による計算が必要となる。

(問1)については理論マスター「3-2 適格合併があった場合の予定申告による中間申告納付」の論点をベースに解答を作成することが求められた出題であり、平成29年度(第67回)に同様の問題が出題されている状況であることから、計算問題としては想定外であった受験生も多数いたと考えられる。

問2

1 課税標準

- (1) 損害保険会社が納付すべき事業税は、収入割であるがその課税標準は各事業年度の収入金額となる。
- (2) 損害保険会社の場合、様々な保険の種類を①船舶保険②運送保険及び貨物保険③自動車損害賠償保険④地震保険⑤その他の保険に区分して正味収入保険料を集計し、それぞれの金額に一定の率を乗じた金額の合計額が課税標準の総額となる。
- (3) 正味収入保険料

次の算式により計算した金額をいう。

$$\left[\begin{array}{l} \text{元受及び受再保} \\ \text{険の総保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険料から控除} \\ \text{すべき金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{再保険} \\ \text{戻戻金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{再保険料} \\ \text{戻戻金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{解約} \\ \text{戻戻金} \end{array} \right]$$

2 分割基準

- (1) 損害保険業は法人事業税における分割基準の分類上、「その他の事業」に該当するため、課税標準の総額について、「その2分の1は事務所又は事業所の数により、その2分の1は従業者の数により」X県及びY県にあん分することとなる。
- (2) 従業者の数の処理において、アルバイトであれ、出向者であれ、実際に勤務している場所でカウントすることを確認して欲しい。

3 税率

設問の事業年度が令和2年4月1日から令和3年3月31日となっているため、その標準税率は100分の1.0となる。またB県については標準税率の1.05倍であり、Y県は制限税率(1.2倍)であることに注意して欲しい。

●おわりに

〔第一問〕が合計で32点～38点、〔第二問〕が合計で30点～38点、合計69点がボーダーラインであり、78点以上が合格有望と考えられる。